北上市
家庭ごみ手数料袋及び
シール券
取扱店の手引き

令和７年４月

はじめに

家庭ごみ手数料制

北上市では、家庭ごみの減量化とリサイクルの推進、ごみ処理費用の負担の公平化などを目的に、平成 20 年 12 月から家庭ごみの手数料化（指定ごみ袋及びシール券（以下「ごみ袋等」といいます。）による家庭ごみの処理手数料の徴収）を実施しています。家庭ごみのうち、「燃えるごみ」と「燃えないごみ」はごみ袋等を使って排出しなければなりません。

なお、資源ごみは無料収集しています。

家庭ごみ手数料収納事務及び指定ごみ袋等交付事務の委託

北上市では、市民から家庭ごみ手数料を受け取り（収納し）、引き換えにごみ袋等を交付する事務を、小売店舗等を有する法人や個人に委託して行っています。

目　次

はじめに・目次　1
1　指定ごみ袋等取扱店関連事務の流れ　2
2　ごみ袋等の発注　3
3　取扱いの注意点　3
4　家庭ごみ手数料の収納及びごみ袋等の交付　3
5　取り扱うごみ袋等の種類及び徴収する手数料の額等　4
6　徴収した手数料の納付と取扱委託料　4
7　ごみ袋等の適正管理　5
8　ＪＡＮコード（バーコード）　5
9　その他　5

資料
北上市ごみ袋等取扱店要綱

1　指定ごみ袋等取扱店関連事務の流れ

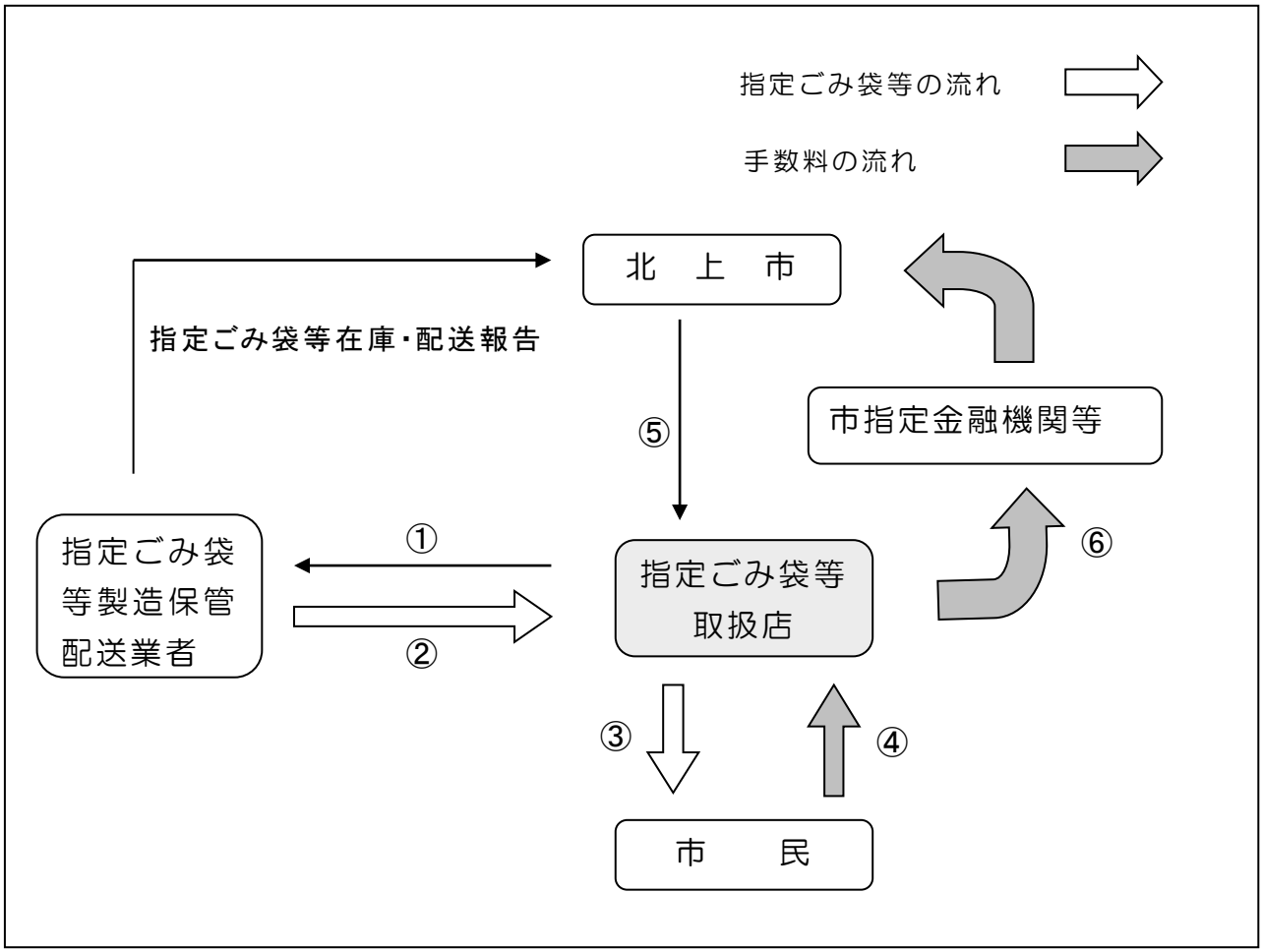

①　取扱店は指定ごみ袋等製造・保管・配送業者へ、指定ごみ袋等を発注する。

②　取扱店は配送された指定ごみ袋等の数量を確認し、３枚つづりの納品伝票に受領印を押印して２枚を配送業者に渡し、控えの納品伝票を保管する。

③　取扱店は指定ごみ袋等を市民に交付し、在庫管理等を適正に行う。

④　取扱店は市条例に基づく家庭ごみ手数料を徴収する。

⑤　月に一度、保管・配送業者からの納品実績に基づき、市が取扱手数料を差し引いて家庭ごみ手数料納入通知書を作成し、各指定ごみ袋等取扱店に送付する。

⑥　取扱店は市から送付された手数料納入通知書に記載された納入金額を確認した上、速やかに市指定金融機関等に納入する。

２　ごみ袋等の発注

ごみ袋等の発注は、所定の注文用紙に必要事項を記入し、受注・配送指示センターへＦＡＸで送信、又はweb発注サービスにより発注します。

(1)　注文受付時間：24時間受け付けます。

(2)　配　　送：注文に応じて、週２回（火曜日と金曜日）配送します。
※祝祭日により配達曜日に一部変更があります。
（別紙発注・配送カレンダー参照）

(3)　発注、配送の単位

ア　燃えるごみ専用袋は30組を１箱入りに梱包したものを発注･配送単位とします。（１組は10枚入りを外袋に入れたものです。）

イ　燃えないごみ専用袋は60組を１箱入りに梱包したものを発注･配送単位とします。（１組は５枚入りを外袋に入れたものです。）

ウ　シール券：５シートを１セットに梱包したしたものを発注・配送単位とします。（１シート10枚入り。）

(4)　発注後、市内の配送業者からごみ袋等が配送されますので、種類と数量、納品伝票の内容を確認し、受領印を押印して、控えを受け取ります。

(5)　受注・配送指示センターのＦＡＸ番号は186-0120-446-977です。

３　取扱いの留意点

(1)　市民からごみ袋等の破損又は不良品の申し出があった場合は、確認のうえ、同種類のごみ袋等と交換してください。

取扱店は株式会社ＫＳオークラ（指定ごみ袋等製造業者）または市環境政策課に同種類のごみ袋等の交換を申し出てください。良品との交換を行います。

※不良品以外の事由による、返品や交換はできません

(2)　目的外交付や使用は、契約解除の要件となりますので、絶対行わないでください。

４　家庭ごみ手数料の収納及びごみ袋等の交付

(1)　ごみ袋等は、家庭ごみ手数料の納付と引き換えに市民に交付します。

(2)　ごみ袋は店内に陳列してください。シール券は店内陳列はせず、レジ係等で保管・管理し、交付するときにはレジ係等が必要枚数を切り取って交付してください(Ａ４判用紙にミシン目で10枚に区分してあります)。ごみ袋の陳列棚等には、シール券はレジ係等で交付する旨の貼紙等を掲示してください。

(3)　レジスター処理する場合は、レシートを発行してください。それ以外の場合は、取扱店で領収書を発行してください。領収書を発行する場合は、取扱店名を必ず明記してください。

(4)　ごみ袋等の交付は、商品の売買ではありません。**ごみ袋等の「価格」は条例で定める「家庭ごみ手数料」ですので、取扱店が値引き販売や景品等として無料販売することはできません**。「おすすめ品」、「お買い得品」等の誤解を招く表示はしないようお願いします。

(5)　**ごみ袋等は内税で販売**してください。

(6)　ごみ袋等の交付単位は、燃えるごみ専用袋が１組 10 枚入り、燃えないごみ専用袋が１組５枚入り、シール券が１枚ごとです。

(7)　印紙税法第５条第３号（別表３）の定めにより、地方公共団体の公金の取り扱いをする取扱店は、金額にかかわらずごみ袋等に係る領収書に収入印紙を貼る必要はありません。

５　取り扱うごみ袋等の種類及び徴収する手数料の額等

ごみ袋等の種類と徴収する手数料は次のとおりです。

種類			手数料	販売（交付）単位	市民への販売（交付）額	仕入単位と徴収手数料の額(①) 指定ごみ袋は１箱（300 枚入） シールは５シート（50 枚入り）		取扱委託料（①×6%×1.1）（円未満切捨て）
指定ごみ袋	燃えるごみ専用	40 ㍑	63 円／枚	１組（10 枚入り）	630 円	１箱	18,900 円	1,247 円
		30 ㍑	47 円／枚		470 円	１箱	14,100 円	930 円
		20 ㍑	31 円／枚		310 円	１箱	9,300 円	613 円
		10 ㍑	15 円／枚		150 円	１箱	4,500 円	297 円
	燃えないごみ専用	40 ㍑	63 円／枚	１組（５枚入り）	315 円	１箱	18,900 円	1,247 円
		30 ㍑	47 円／枚		235 円	１箱	14,100 円	930 円
		20 ㍑	31 円／枚		155 円	１箱	9,300 円	613 円
		10 ㍑	15 円／枚		75 円	１箱	4,500 円	297 円
シール券（燃えるごみ・燃えないごみ兼用）			100 円／枚	１枚	100 円	5シート	5,000 円	330 円

（取扱委託料の計算例）「燃えるごみ専用袋 40 ㍑ １箱の場合」

18,900 円×６％×1.1（消費税 10%）＝1,247.40 円

１円未満を切り捨てし、取扱委託料は「1,247 円」となります。

６　徴収した手数料の納付と取扱委託料

(1)　ごみ袋等の製造委託業者から北上市に提出された実績報告書と納品書（月末締め）を審査し、取扱店が北上市に納付すべき額（手数料）と北上市が取扱店に支

払う取扱委託料を決定します。なお、取扱委託料は、ごみ袋・シール券の各種・各サイズともに納品実績の６％に相当する額です。

(2)　北上市から、取扱委託料を差し引いた納入通知書（納付書）及び取扱委託料計算書を送付しますので、その内容を確認のうえ、納入期限までに金融機関で払い込みをしてください。

【手数料の納入先】

○北上市の指定（代理）金融機関

岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、北上信用金庫、花巻農業協同組合、東北労働金庫、七十七銀行

７　在庫等の適正管理

(1)　取扱店では､すべての種類のごみ袋とシール券を取り扱っていただきますので、欠品が生じないよう常に在庫の状況に注意をしてください。

(2)　ごみ袋等は､家庭ごみ手数料の納付と引き換えに市民に交付する物品ですので、管理には万全を期すようお願いします。

(3)　配送業者から受領した後のごみ袋の破損、汚損、盗難、紛失等は取扱店の責任で対応していただくことになりますので、適正に保管してください。

８　ＪＡＮコード（バーコード）

交付するごみ袋の外袋とシール券本体にＪＡＮコードを表示していますので、会計の際にバーコード対応ができる機器を使用の取扱店は、バーコードの読み取りを行ってください。

９　その他

(1)　会計の処理については、切手や収入印紙などと同様、納品となったものについては仕入れ費用とし、取扱委託料については取扱収入として処理する方法が一般的と考えられます。(最終的には各事業者で判断してください。)

(2)　取扱業務を廃止した場合や取扱業務の委託を解除された場合は、保有するごみ袋等を市長に返却しなければなりません。

(3)　市長は、返却されたごみ袋等に相当する既に納入した手数料から相当分の取扱委託料を差し引いた額を、取扱店に還付するものとします。

(4)　ごみ袋取扱業務決定通知書は、保管してください。家庭ごみ手数料表示票は、店舗の入り口等の見やすい箇所に掲示してください。

(5)　ごみ袋等に関するお問合せは、北上市生活環境部環境政策課ごみ減量係（電話0197-72-8284（直通））へお願いします。